



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4323 号 2018.4.17 発行

おもや 「障害者」と「農業」つなぐ / 滋賀

毎日新聞 2018年4月16日



「自然栽培」をするサトイモの植え付け準備をする「おもや」の利用者ら。杉田健一さん（左から2人目）は「農業を障害者の自己実現の場にと話す＝滋賀県栗東市内で、土居和弘撮影

「おいしかった。ありがとう」。手をかけ目をかけて育てた野菜や米に寄せられる言葉が、なにより励みになる。自分たちが社会の中で役立っていると実感できるから。NPO法人「縁活」（栗東市）が運営する「おもや」は、無農薬、無肥料の「自然栽培」による野菜や米、果実作

りをする障害者就労支援事業所だ。近隣の農家などから借りた田畑約170アールで、毎日20人前後の障害者が農作業に汗を流している。【土居和弘】

取材に訪れた日、栗東市内の法人事務所に近い畑ではサトイモを植える準備が進んでいた。おしゃべりをしながら、約10人の障害者が、畝に、土を栽培に適する環境に整える「マルチシート」を張っていく。この後、種イモを植え、収穫は10～11月になる。

作業をする1人、22歳の男性は、「農業が好き」と希望して「おもや」に入った。4年がたった現在、職員から受けた指示はメモを取って忘れないようにしている。刈払機など農機具もひと通り使いこなせるようになった。「植えた野菜の苗などの生育状況を気にして自主的に見に行ってくれるまでになれば、もっと仕事が楽しくなるはず」。「縁活」設立者で常務理事の杉田健一さん（41）は成長を期待する。

野菜の栽培品目は約40種類あり、四季折々の旬の作物を作っている。春ならスナップエンドウ、ニンジン、タマネギ、レタス、ナスなどを露地とハウス計約120アールで生育させる。2017年度はこのほか、米が約40アール、イチジクが約10アール。農家から依頼を受け、植え付けや収穫などの手伝いにも出向く。売り上げは約500万円になった。

農作業は一年中ある。そして、さまざまな仕事がある。障害者それぞれが役割を果たす中で、「自分にもできることがある」と自信を持つ。「障害者は働くことを通じて生きがいを見つけ、少しずつ自分を好きになっていく。農業は障害者の自己実現の場になると思います」。杉田さんは、そう話す。

杉田さんは障害者支援の社会福祉法人の生活支援員をしていた09年に、生まれ育った栗東市の霊仙寺地区で「縁活」を設立。グループホームの運営を始めた。

農業をはじめめるきっかけは偶然だった。市職員を退職後、農業をしていた父の体調が優れなくなり、長男として栗東特産のイチジクの畑など約30アールを引き継いだ。

グループホームを始めたのは、地域で暮らす障害者と「ともに生きたい」からだった。当初、就労支援を考えていなかったが、「障害者と、お日さまの下、汗を流し日に焼けて、土を触り、作物を育てるのもいいな」と思ったという。11年、就労継続支援B型事業と

して「おもや」で農業を始めた。

農薬をまかず、肥料を施さない「自然栽培」に取り組んだのは13年から。松山市で障害者とともに「自然栽培」をする生産者と出会い、農園を見学した。「土に何も入れない、作物に何もかけない」農法に驚いた。自然が持つ力に頼る農法だ。

リスクも大きいと、ためらいも頭をもたげたが、腹をくくって「自然栽培」への移行を決めた。農薬も肥料も使わない代わりに、こまめに、水をやり、雑草をひき、作物につく虫を捕る。作物の生育状況を念入りに見守る。農薬や化学肥料を使う通常の農法に比べ、手間はかかる。「しかし、手間をかける仕事を、障害者はいとわれない」と、強みを生かせるとも思った。

では、とれた野菜をどこに売るか。杉田さんらスタッフが頭を悩ましたのは、この課題だった。自然栽培では大きさや形、収穫量などが一定しない。自然に依存する分、土壌や天候が大きく影響する。いわば、通常の市場ルートにはのらない「規格外」の作物だ。

安心・安全の野菜であることは自信を持っている。「『おもや』の野菜を必要としている人たちはいるはずだ」。京都市などに出向いて移動販売をし、受け入れてくれるファンを少しずつ増やしていった。やがて、生活協同組合や東京の「自然栽培」作物販売店などにも販路ができ、売り上げが伸びていった。

14年からは米作りをはじめた。田んぼにはニゴロブナの稚魚を放流し、育てて琵琶湖に放っている。

いかに作物の生育を気にかけて、しっかりと育てているかが問われている。それで、「おもや」の作物が消費者に選ばれると思っている。だから、その声に敏感でありたい。「おいしい」と言ってもらえる半面、厳しい意見も寄せられる。しかし、それがよい作物を作る原動力になる。

17年10月、「縁活」は認定農業者となった。障害者の働く場として、農業を続けていく。その覚悟を示した。「本当においしいものをこだわって作ることで、それを欲しいと言ってくれるお客さんができ、ファンになってくれた。これからも、分かってくれる人たちに、私たちにしかできない『尖（とが）った』ものを作っていきたい」。そう決意している。



◆就労継続支援、地域の台所に

おもや

「おもや」が開いた「オモヤ☆キッチン」。「地元の人たちの台所でありたい」と願っている＝滋賀県栗東市内で、土居和弘撮影

NPO法人「縁活」（栗東市霊仙寺4の240の1）が運営する就労継続支援B型事業所。この事業所は障害者総合支援法に規定されており、一般企業で働くのが難しい障害者に仕事と技能訓練の機会を提供する。設立は2011年。現在、知的障害者、精神障害者の20人前後が利用している。平均賃金（工賃）は月約2万5000円（17年度）。設立後、約10人が一般企業などに就職した。スタッフは9人（うちパート4人）。

「おもや」は15年、自分たちが育ててきた野菜や米を使った料理を提供する「オモヤ☆キッチン」（同市霊仙寺1の3の24）を開設した。日替わり定食やカレーのほか、スイーツやドリンクなどもある。テイクアウトも可能。障害者2人も盛り付けや接客などを行う。

収穫した規格外の野菜などのロスをできるだけ減らすとともに、地元の人たちにも手間をかけた作物を食べてもらいたいとの強い気持ちからスタートさせた。「地域の人たちの台所でありたい」（杉田さん）と話す。午前11時半～午後5時。日曜・祝日は休み。

鳥取) 空き家を障害者グループホームに CFで支援募る 横山翼

朝日新聞 2018年4月17日

障害者グループホームに生まれ変わる空き家の前で談笑する岸田ひとみさん(左)と太田卓爾さん=鳥取県岩美町延興寺

鳥取市の障害者支援団体が岩美町にある空き家を町内唯一の障害者グループホーム(GH)に生まれ変わらせようとしている。7月の利用開始を目指し、クラウドファンディング(CF)で改修費の一部を集めている。

事業を進めているのは一般社団法人「ここな会」代表の岸田ひとみさん(41)。同法人は鳥取市内で就労支援事業所を運営しており、現在12人の障害者が菓子の箱詰めや電子部品の組み立てなどの作業をしている。

岸田さんがGHの必要性を痛感した出来事がある。事業所の女性利用者が一人暮らしの寂しさから自宅でリストカットをしたり、大量の菓を飲んでしまったりすることがあった。「だれかが一緒にいることで防げたかもしれない」と感じたという。



「精神障害者」と「当たり前」時代の現実 障害者雇用促進法の改正で職場はどうなる 草薙 厚子：ジャーナリスト・ノンフィクション作家 東洋経済 2018年04月17日



精神障害者の雇用において、どのような心構えが必要なのでしょうか(写真:kou/PIXTA)

なぜ人は働くのだろうか。理由はいくつもある。「収入のため」「自己実現のため」、そして「社会に役立つため」などさまざま。それは、障害のある人もない人も変わらない。

障害者雇用促進法が改正され、4月から法定雇用率が2.2%に上がった。また、これまで法定雇用率の算定基礎に入っていなかった「精神障害者」が新たに加えられた。

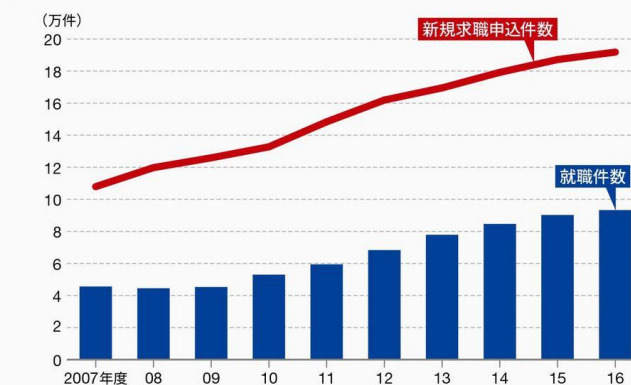
精神障害者の雇用を進めなければならないが…

昨今よく話題になり、身近になってきた発達障害は、多くの場合「精神障害者保健福祉手帳」を取得しているため「精神障害」に含まれる。勤労可能な状況にある知的障害者で企業などに雇用されている人も少なくなく、法定雇用率を達成するには、精神障害者の採用を増やす必要があるというが、雇用主側としては雇用経験が乏しいため、対応に追われているのが実情だ。

障害者の就労は、近年急速に増えている。2016年度にハローワークに新規で求職の申し込みをした障害者の数は19万1853件、ハローワークを通じた障害者の就職件数は9万3229件に上り、過去最高だ。また、就職率(就職件数/新規求職申込件数)も48.6%と8年連続で上昇している。

民間企業に雇用されている障害者の数は2016年時点で約47万人。13年連続で伸びているが、実雇用率は1.92%。法定雇用率2%(今年3月まで)を達成している企業の割合は半数にも及んでいないという。

■ 障害者の求職と就職の状況



(出所)厚生労働省「平成28年度 障害者の職業紹介状況等」

TOYOKEIZAI ONLINE

「精神障害の人は就労し始めは調子が良い人が多いです。中でも発達障害の方はもともと得意不得意がありますが、頭が良い人も多いですから。けれど自分の殻に入ってしまうがち。あと自信過剰の方が多い。『自分ではできるんだ』って思っている人も多いのです。

確かにできる人もいるのですが、そうした障害の特性がネックになっていて力がつかないこともありますし、意欲が続かないと力が十分には発揮できません。

また、そうなったとき、会社のせいにしてしまうことがあります。自分は間違っていないが、職場関係が悪いとなったりするのです。それを理由にして『もういやだ、辞める』と簡単に辞めてしまうこともあります。そのため、精神障害者の平均勤続年数は4年3カ月と、身体障害者や知的障害者に比べて勤続年数が短いのです」

そう話すのは、一般社団法人「障害者雇用企業支援協会」(SACEC)の専務理事の障害者雇用アドバイザー、畠山千蔭氏だ。

「SACEC」は2010年12月に設立。主な事業内容は、企業に対する障害者雇用の相談(無料)、「特例子会社」の設立支援、障害者雇用相談企業のための関係機関への紹介、取り次ぎなどだ。



雇用側と就労側、両者に必要な心構え

一般社団法人「障害者雇用企業支援協会」(SACEC)の専務理事の障害者雇用アドバイザー、畠山千蔭氏

「これまで10～15年ほど、障害者雇用については法定雇用率が0.2%ずつ上がる間に、企業が着々と努力してきた時代がありました。職域の開拓とか、特例子会社を作るかどうかなど、

企業側は受け皿作りを一生懸命やってきました。

ところがここにきて急速に発達障害を含む精神障害者の雇用を進めなければならなくなってきたのですが、受け入れる下地がまだ十分にできていないのが現状です」(畠山氏)

今年からの雇用義務化によって、精神障害者に傾斜して採用する企業なども多くなってきているが、懸念材料も見え隠れしている。精神障害に対する理解は、ほかの障害に比べて進んでいないとされ、職場定着率も低い。では雇用側と就労側、両者にはどのような心構えが必要なのか。

厚生労働省が公表している「平成29年障害者雇用状況の集計結果」では、民間企業における雇用状況で、精神障害者は5万47.5人と、前年比べて19.1%増となっており、かなり伸びている。

※「精神障害者である短時間労働者の雇用人数算定方法の変更」で4月から精神障害者である短時間労働者(週20～30時間の勤務)で、所定の条件を満たす労働者については、これまで「0.5人」として計算されていたところ、「1人」として計算することができる。

「障害者の保護者やご本人を対象に、いつもお話ししていることがあります。今年から精神障害者の雇用が義務化になりましたが、『精神障害の人はすぐに辞めてしまう人も多いから』ということで受け入れ側の企業は不安なのです。それで、企業側も採用に苦勞しているのです。精神障害者の皆さんにまず心掛けてほしいことは、『自分の障害を認めて受け入れてください』ということなのです」(畠山氏)

やはり、雇用側としては、長く働いてほしいため、支援もするし、指導を行う。しかし、何かしんどくなると、その障害を理由に逃げてしまうという人が多いと畠山氏は指摘する。

「障害があるから」など、精神障害を理由にやる気がなくなったとって、辞めてしまう人もいるという。

そのため、畠山氏は、就労したいという精神障害者の方や、その保護者へのアドバイスは欠かせないという。

「そもそも親が働きに行け、というのではなくて、本当に働きたいと思っていないと継続は難しいですね。軽い気持ちでは、会社は務まらないのです。ご本人には『毎日通勤するんですよ』とか、『今までみたいに嫌なときは家に閉じこもっているなんていうわけにはいかないんですよ』と伝えています。何より基礎的な体力が必要ということも伝えます」(畠

山氏)

精神障害者を持つ親としては、職場でのさまざまな不安や心配事があるため、どうしても甘くなってしまうところもあるが、就労するうえでの基本的な心構えはやはり大事だと強調する。

「1人で仕事をするわけではないので、職場には仲間や先輩がいます。そうすると最低限のコミュニケーションが必要です。1人で黙っては何もできません。

もう1つ、親御さんに対してですが、自分の子どもが働いているというだけで安心してはダメなのです。自分の子どもが働くことをきちんと理解してサポートしていますか、と。ただ家から送り出すだけではなく、そういった親子関係を日頃から身に付けてほしいのです。それがあれば、子どもに働きがいが出てくるのです。

また、精神障害の人は薬の服用があるので、きちんと決められた時間に飲まなければなりません。そういったことも含めて、しっかりした就労の心構えをきちんと守れば、働く意識も持続するようになるのです」(畠山氏)

精神障害者本人や親は、雇用面接の際に「スキルは何が必要でしょうか。パソコンができればだめでしょうか」と実務について訊いてくるケースが多い。

「もちろん、できればいいですが、パソコンができないからといって、雇用しないということはありません。それよりも本人や親に対して、環境や就労に対する心構えを説明し、それを理解できるかどうかが大事なのです」

そうすると親も「これからそういう認識で子どもを見ていきます」と納得するとのことだ。

精神障害者の仕事を限定的に見る必要はない

「精神障害の方の仕事もいろいろです。事務系の仕事や作業系の仕事などの清掃もやっていますし、パソコンを使ったさまざまな仕事とか、ホームページを作成したりしています。もちろん、管理者がいます。きちんとした製品になっていなければ納品はできませんから」(畠山氏)

精神障害者雇用を産業別に見ると、製造業が21.2%と最も多く雇用している。次いで、卸売業、小売業が20.5%となっている(「平成25年度障害者雇用実態調査結果」による)。

「変わったところでは、農業もあります。むしろ体を動かすほうが癒やしになるという人もいて、そのような方を雇用している会社もあります。ですから、発達障害者を含め精神障害者の仕事を限定的に見る必要はないのです」(畠山氏)

発達障害の就労は、一人ひとりの特性・適性が異なるだけに本人次第という点も大きい。もちろん、気分がすぐれない日や、コミュニケーションがきつく感じるときは仕方ないだろう。雇用側はきちんと仕事ができるように支援し、就労側は、長く働いてほしいと思われていることを理解して、仕事に臨んでいくことが大事だ。

大町らしいワインを 矢野さん、醸造所開設めざす 中日新聞 2018年4月17日
ブドウ畑でブドウの木をチェックする矢野さん(左)と妻久江さん=大町市の矢野園で



栃木県足利市にあるワイン醸造の名門「ココ・ファーム・ワイナリー」で10年余り修業したワイン醸造家矢野喜雄さん(47)が、大町市に移住し、醸造所の開設を目指しブドウを栽培している。「ワインは土地の味が出る。北アルプスの麓の大町らしい味わいを表現したい」と意気込んでいる。

埼玉県嵐山町出身。東京で建設関連の会社に勤めていた二十余年余りにワインにはまった。ココ・ファームには二〇〇〇年五月、同僚の紹介で初めて訪れ、のどかな自然の中でブドウの木を植えた。土日に泊まりがけで作業を手伝うようになり、〇三年八月に会社を辞めてココ・ファームの職員になった。

ココ・ファームは〇〇年に九州沖縄サミットの晩さん会でワインが乾杯に用いられて有名になった。障害者支援施設の関係者が運営し、施設の利用者もワインの仕込みや瓶詰めなどの作業に携わっている。矢野さんは「みんな生き生きと働いている。別世界だった」と振り返る。

そこでは、米国人の名醸造家、ブルース・ガットラヴさんにブドウの栽培や醸し方を教え込まれた。〇八年の北海道洞爺湖サミットで提供された「風のルージュ 2006」の醸造にも携わった。

「醸造でブドウの質は、保てても高められはしない。質の高いブドウの栽培が何より大事ということがブルースさんの教えだった」

自分で醸したワインを世に問いたい、との思いが募った。ココ・ファームを一三年末に退職し、翌一四年二月に大町市に移り住んだ。決め手は、夏に涼しく昼夜の寒暖差が大きいのに加えて「花こう岩に由来する土壌に恵まれていること」。こうした土壌は水はけが良く、仏ボジョレーなど海外にも名産地がある。

大町市の花こう岩に由来する土壌は、北アの扇状地にある。本州を南北に横断するフォッサマグナ（大地溝帯）の活動でできた。「大地の壮大な歴史の中でブドウを育てたい」と語る。

ブドウ畑は妻久江さん（47）と広げ、今は約四千本。初年に植えたシャルドネやピノ・ノワールなどを昨秋、初めて収穫した。一部は糖度が二十三度に上り、味の決め手の酸度も果汁百ミリリットルに一グラムと高めだった。

「普通は糖度が上がれば酸度は落ち、平板な味になる。大町の条件の良さを実感した」。県内の友人の醸造所で醸し、五月頃にボトル約四百～五百本を出荷する予定。

醸造所の建設計画は、大町市が三月に、醸造の免許の条件である年間の最低の醸造量が六千リットルから二千リットルに下がった「ワイン特区」となったことを受けて、来年十月にも操業できるよう進めている。

「僕のワインを目当てにお客さんが来て、北アルプスを眺めながら飲んでもらえるようになれば最高です」と、そのときを待ち望んでいる。（林啓太）

発達支援に旧校舎活用

読売新聞 2018年04月17日

◇丹波 運動療法器材そろえ

廃校になった丹波市青垣町の旧市立芦田小学校の校舎を活用し、発達障害の子どもらを運動療法で支援する「児童支援センターえがお 芦田」の開所式が16日、行われた。児童数の減少に伴い昨年3月末、青垣町内の3小学校が廃校になり、市は校舎跡地の活用法について提携事業者を全国公募。第1号として、一般社団法人SSKT（篠山市）の事業が採用された。（田中聡）

旧芦田小学校の特別教室棟（約300平方メートル）にマットやトランポリン、ボールなどの器材を備え、2～18歳の発達障害のある子どもらを対象に、運動療法による発達支援を行う。火曜から土曜の週5日間、1日当たり最大10人の通所利用が可能で、当初は市内などから計5人が利用する。

開所式には、市や施設、地元自治会の関係者ら約40人が出席。谷口進一市長は「100年以上の歴史がある小学校がなくなると、地域の灯が消えてしまう。これを機に、廃校の活用が進むことを期待している」と祝辞を述べた。

続いて桐村裕一・SSKT代表理事（47）が、運動療法の狙いや理論などについて説明し、遊びの要素を取り入れた運動療法の一部を実演した。

桐村代表理事は全国障害者スポーツ大会陸上競技の県代表コーチや全国車いす駅伝県代表監督の経験がある。「廃校から運動療法を全国発信していきたい。地域に根ざし高齢者や障害者、子どものスポーツを振興したい」と話し、将来はパラリンピック選手の輩出を目指すという。

児童発達支援センター 浜松市東区に開所

中日新聞 2018年4月17日



新築された別棟であいさつする大嶋正浩理事長＝浜松市東区で

障害のある子に自活に必要な知識を教えたり、集団生活のための訓練を実施したりする児童発達支援センター「さんぼみち」の開所式が十六日、浜松市東区中郡町の同所で開かれた。児童発達支援センターは市内で五カ所目。

二〇一四年に開所した多機能型事業所「さんぼみち」を発展させた。活動の幅を事業所内にとどめず、他の事業所や保育園・幼稚園など地域と連携し、障害児への支

援の充実につなげるという。

これまで通り、児童発達支援や放課後などでのデイサービスも行うほか、新たに親子向け交流会も開く。

開所式は、敷地内に新築した木造二階建て（延べ床面積約百六十平方メートル）の別棟で開催。児童福祉や障害者福祉、行政の関係者ら約四十人を前に、運営する医療法人社団至空会の大嶋正浩理事長は「地域全体のために努力したい」とあいさつした。

同センターの伊藤浩之施設長は「地域の療育レベルの底上げを目指し、相談や情報発信の場にしていきたい」と話した。

（飯田樹与）

誤った介護保険条例放置 北斗市過大徴収 部課長ら3人処分

北海道新聞 2018年4月17日

【北斗】北斗市は誤った介護保険料を徴収するなどしたとして、いずれも50代の男性部長職と男性課長職を減給10%3カ月、40代の男性職員を戒告の懲戒処分にした。

処分は11日付。同市によると、部長職と課長職の2人は誤った介護保険料を記した市介護保険条例改正案を2015年3月の定例市議会に提案し、同条例の可決・施行後に誤りに気付いたが、条例改正などの適切な対応をせず放置し、15、16年度に過大徴収が発生。さらに課長職は17年度も条例改正をしないまま、正しい保険料で徴収するよう職員に指示し、この職員が実行していた。別の職員が17年12月、保険料を推計する作業中に、改めて過大徴収に気付き発覚した。過大徴収は2291人分の計2375万円。

社説 視聴者の利益を最優先に

日本経済新聞 2018年4月17日

政府の規制改革推進会議が放送制度の見直しに向けた議論を本格的に始めた。

ネット通信の速度が大幅に向上し、通信と放送を隔てる壁は低くなっている。技術や競争環境の変化にあわせて制度を見直すのは理解できるが、議論を深めるにあたり、視聴者の利益を最優先するという原則を肝に銘じるべきだ。

まず重要なのは、良質なコンテンツの提供だ。ネットと競争条件をそろえるため、放送のみに課してきた政治的な公平などを定めた規則を撤廃する案も浮上したが、むしろ逆ではないか。

2016年の米大統領選で、交流サイト（SNS）を通じた偽ニュースの拡散や、悪質な広告が社会問題になった。こうした事態を受け、ネット上の政治広告にテレビなどと同じ規制を課す検討が進んでいる。

米国の例は質が低く間違った情報が増えると、ネット企業、利用者の双方にとって損失が大きいことを示している。単なる規制緩和ではなく、ネット企業も重要なコンテンツの

流通の担い手と位置づけ、責任を求める枠組みが求められている。

放送がどこでも視聴でき、なかでも民放は視聴者に直接の負担を求めることなく多様な情報を提供してきた経緯にも配慮が要る。

米ネットフリックスなどネット企業がコンテンツ配信事業で存在感を高めているが、視聴には有料のネット利用契約が必要だ。

費用を気にせず快適にこうしたサービスを使える光ファイバーの世帯普及率は国内で約6割にとどまる。スマートフォンも高齢者にはまだ十分に行き渡っていない。通信と放送が同じであるとの議論には現時点では違和感がある。

これまでの議論には問題が多いが、放送も足元を見つめ直す必要がある。民放は良質なコンテンツを提供し、多様な視点を反映しているか。これまで以上に視聴者の声に耳を傾けることが重要だ。NHKもこうした課題に直面しているのは言うまでもない。

社説:終末期医療 本人の意思生かす体制作りを 読売新聞 2018年04月17日

人生の最終段階で、いかに本人が望む医療・介護を提供し、その人らしい最期を迎えられるようにするか。超高齢社会が到来した今、国民全体で考えねばならない課題だ。

厚生労働省が11年ぶりに改定した最終段階の医療・ケアに関する指針は、本人が医療・ケアチームや家族らと事前に繰り返し話し合う重要性を強調する。内容を毎回、文書に残すことも求めた。

終末期をどう過ごすか、という判断は人生観や価値観と密接に関わる。途中で思いが変わることもある。欧米では、話し合いのプロセスを重視する手法が普及しつつある。本人の意思を的確に把握し、尊重するための取り組みだ。

指針は、本人が意思表示できない場合に備え、信頼できる家族など、判断を委ねる人を決めておくようにも提唱している。

人生の最終段階は、いつ訪れるか予測しがたい。認知症や独り暮らしで意思確認の困難な高齢者も増えている。救急医療の現場では、本人の意思が分からず、望まぬ延命治療につながる例も目立つ。

最期をどこで迎えるか。どこまでの治療を望むか。元気なうちから考え、周囲と認識を共有しておく必要性は高まっている。

こうした話し合いを実際に行っている人は4割、文書を作った人は1割にも満たない。高齢者の多くは自宅での最期を望んでいるが、8割近くが病院で亡くなる。

政府は、超高齢社会に適した医療・介護体制の構築を進める。看取りの場も在宅や施設に広げる方向だ。病院だけでなく、家族や在宅ケア関係者も終末期の患者と向き合うことになる。それを踏まえた体制作りが大切だ。

在宅医療・介護の現場では、終末期の希望を会話の中で繰り返し尋ねる試みも始まっている。希望を記すノートを作成し、住民に配布している自治体もある。

留意すべきは、自分の死を考えることに抵抗を感じる人もいる点だ。周囲への気兼ねから本音を言えない場合もある。無理に選択を迫るようでは、本末転倒だ。

本人の不安や迷いを理解し、思いをくみ取りながら意思決定を支援する。それができる医療・介護人材の育成が欠かせない。

受け皿となる終末期の医療・介護サービスを質、量ともに充実させることも課題である。

延命治療の抑制を通じた医療費削減が目的であっては、国民の理解は得られまい。あくまで本人の意思に沿った最善策を選ぶことを主眼として、慎重に進めたい。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

